令和7年度大阪市保育士(保育所)会計年度任用職員採用選考実施要項

本市の公立保育所では、公立保育所の運営にあたり、本市職員と連携のうえで保育所内の保育業務等を担う職員 が必要であり、その従事者として地方公務員法第22条の2第1項に基づく大阪市保育士(保育所)会計年度任用職 員を次のとおり募集します。

1 募集人数

50 名程度(各月1日付け名簿登録後、順次採用)

2 業務内容

公立保育所における保育士業務全般

※勤務場所及び担当事業については、希望に沿えないことがあります。

3 応募資格

次の(1)(2)の要件をすべて満たす者が応募できます。

- (2) 地方公務員法第16条各号に該当しない者

【地方公務員法第16条(抜粋)】

(欠格条項)

- 1 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 2 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張 する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

年齢は問いません。また、この職は日本国籍を有しない方も受験できます。

(注) 日本国籍を有しない方で就職が制限されている在留資格の方は採用されません。

4 任用期間

名簿登録後から令和8年3月31日までの間で本市が必要とする期間

※選考として人事評価などを用いた能力実証を前提とし、再度任用される場合があります。(2回まで最長3年)

5 勤務条件等(令和7年4月1日見込み)

- (1) 勤務時間等
 - (ア) 延長保育事業担当(朝もしくは夕方の延長保育)
 - 勤務日 週5日ないし週4日の勤務

- 勤務時間 週5日の場合は1日6時間の勤務、週4日の場合は1日7時間30分(別途、休憩時間45分あり)の勤務
- ・ 勤務開始時間 朝の場合は午前7時30分から、夕方の場合は午後7時45分から所定の勤務時間を 遡及した時刻を基本とし、午前7時から午後7時45分の範囲内で調整することがある。

(イ) 休日保育事業担当(休日保育)

・ 勤務日 週4日の勤務(ただし、勤務日には日曜・祝日を含む)

勤務時間 1日7時間30分(別途、休憩時間45分あり)の勤務

・ 勤務開始時間 日曜・祝日は午前7時30分からを基本とし、午前7時から午後6時30分の範囲 内で調整することがある。平日は午前9時からを基本とする。

(ウ) 障がい児保育事業担当 (障がい児保育)

・ 勤務日 週4日ないし週5日の勤務

勤務時間 週4日の場合は1日7時間30分(別途、休憩時間45分あり)の勤務
週5日の場合は1日6時間の勤務

・ 勤務開始時間 午前9時を基本とし、午前7時30分から午後7時30分の範囲内で調整することがある。

(工) 保育内容充実事業担当 (通常保育)

・ 勤務日 週4日ないし週5日の勤務

勤務時間 1日7時間30分(別途、休憩時間45分あり)の勤務

週5日の場合は1日6時間の勤務

・ 勤務開始時間 午前9時を基本とし、午前7時から午後7時45分(夜間保育担当の場合は午後10時) の範囲内で調整することがある。

(才) 病後児保育事業担当 (病後児保育)

・ 勤務日 週4日ないし週5日の勤務

・ 勤務時間 週4日の場合は1日7時間30分(別途、休憩時間45分あり)の勤務 週5日の場合は1日6時間の勤務

・ 勤務開始時間 午前 9 時を基本とし、午前 7 時 30 分から午後 7 時 30 分の範囲内で調整することがあ る。

(2) 休日

日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、年末年始等(ただし、休日保育事業担当を除く。)

(3) 勤務場所

大阪市内にある50か所の公立保育所

(4)報酬等

報酬額 172,492円~188,848円(月額)

※報酬額は採用されるまでの職歴等によって上記の範囲内で決定されます。

※上記の他に通勤手当や勤務実績に応じた手当(期末勤勉手当、超過勤務手当等)が支給されます。

※上記報酬等は、給与改定等により変更されることがあります。

(5) 休暇等

会計年度任用職員の勤務時間、休日、勤務時間に関する規則に基づき付与されます。

	付与日数:採用月により次のとおりとなります。		
	4~9月採用	12 日	
	10 月採用	10 日	
	11 月採用	8日	
年次休暇	12 月採用	7 日	
	1月採用	5 日	
	2月採用	3 日	
	3月採用	2 日	
	付与期間:任用日~令和8年3月31日(任期満了日)		
	【有給】		
	・夏季休暇※1 ・配偶者分べん休暇 ・育児参加休暇 ・結婚休暇		
	・忌引休暇 ・産前産後休暇 ・災害時による通勤時の出勤困難な場合 等		
特別休暇	【無給】		
	・ドナー休暇 ・妊娠障害休暇 ・生理休暇 ・育児時間休暇		
	・子の看護休暇※2 ・短期介護休暇※2		
	(※1) 夏季休暇は7月までに採用された場合(※2) 別途取得要件あり		

その他、育児休業等制度、介護休暇等制度、病気休暇制度あります。(別途取得要件あり)

(6) 社会保険

健康保険(大阪市職員共済組合)、厚生年金保険及び雇用保険に加入し、労災(通勤災害含む)の適用あります。

(7)服務

- ・地方公務員法に規定する服務及び懲戒に関する規程の対象となります。
- ・営利企業への従事(兼業)については可能です。ただし、その場合でも、職務専念義務や信用失墜行為 の禁止等の服務規律については適用となるため、留意してください。

(8) その他

受験資格がないこと並びに申し込みの内容及び受験提出書類等に虚偽があることが認められた場合には、 合格を取り消すことがあります。

また、採用にあたっては、任命権者において、児童福祉法第 18 条の 20 の 4 第 3 項の規定に基づき、同 条第 1 項のデータベース(保育士特定登録取消者管理システム)を活用することとし、児童生徒性暴力等 を行ったことが判明した場合には採用されないことがあります。

6 選考方法

次の2つの方法で得られた結果により選考します。

(1) 小論文試験

※次の主題について、ご自身の考えを市販の原稿用紙に 1200 字以内にまとめ、申込の際に提出してください。

<小論文主題>

一人一人の人格を尊重した保育を行うために、保育士としてどのようなことを心掛けたいか、あなた の考えを述べよ。

(2) 面接試験

7 選考日及び選考会場

(1) 選考日時

開庁日のうち、午前10時から午後4時30分まで ※試験日時については、別途連絡の上、調整します。

(2) 選考場所

阿波座センタービル (所在地:大阪市西区立売堀4丁目10番18号)

8 申込方法

- (1)提出書類
 - ①大阪市会計年度任用職員採用申込書
 - ・必要事項を記入し、写真(3か月以内に撮影した写真)を必ず貼付してください。
 - ・採用申込書は本市所定の様式に限ります。
 - ②申立書
 - ③面接カード
 - ④小論文(※6の小論文主題に対して自身の考えをまとめたもの)
 - ※①②③の様式は大阪市ホームページからダウンロードできます。

(2) 採用申込書の受付期間等

【申込み期間】

随時。ただし、最終締切については、令和8年1月9日(金)まで。【締切日必着】

【申込書の受付場所(送付先)】

〒550-0012 大阪市西区立売堀4丁目10番18号(阿波座センタービル4階)

大阪市こども青少年局幼保施策部保育所運営課

- ・提出書類の①~④の書類を上記送付先まで必ず簡易書留等にて送付してください。別の方法により送付された場合の事故については責任を負いません。また、送付料金不足の場合は、受け付けません。なお、持参による受付は行いません。
- ・送付される封筒には、朱書きで「令和7年度大阪市保育士(保育所)会計年度任用職員採用選考申込書 在中」と明記してください。
- ・提出書類等に不備がある場合は、選考試験を受験できないことがあります。
- ・書類到着後、試験日時調整のため、連絡します。提出後、一週間経過しても連絡がない場合は、大阪市 こども青少年局幼保施策部保育所運営課まで連絡してください。
- ・ダウンロードできない場合、市民情報プラザ(市役所1階)・大阪市サービスカウンター(梅田・難波・天王寺)・各区役所区民情報コーナー・大阪市が運営する保育所にて受付期間中配架していますので、受け取ることができます。

(3) 結果の発表

試験の合否は小論文試験及び面接試験の合計得点により決定され、合計得点が一定点数以上で上位の者を合格者とします。ただし、小論文試験及び面接試験のいずれかが一定の基準に達していない場合は不合格とします。

試験結果については、受験者本人あてに送付します。なお、受験者本人以外にはお知らせできません。

9 合格から採用まで

- (1) 受験者の成績が一定の水準に達しない場合は、合格者数が任用予定者数を下回る場合があります。
- (2) 合格者は、試験の合計得点の高い順に「候補者名簿」に登録され、その登録順に基づき採用します。なお、「候補者名簿」の登録期間は、名簿登録の日から令和8年3月31日までとなります。採用日は各月1日付けで最終採用月は3月になりますが、登録されても採用されない場合もあります。
- (3) 採用決定するにあたり、候補者名簿に登録された採用候補者に事前に連絡を行いますが、本人の都合により辞退された場合は、「候補者名簿」順位の最後尾に再登録となります。
- (4) 保育士資格については、児童福祉法第18条の18第1項により、都道府県知事への保育士登録が必要です。 なお、同法第18条の5各号に該当して保育士登録を受けられない場合は採用されません。
- (5) 国家戦略特別区域限定保育士については、国家戦略特別区域法により、都道府県知事への国家戦略特別区域限定保育士登録が必要ですので、登録手続きを行ってください。国家戦略特別区域法 12 条の 4 第 4 項 各号に該当して保育士登録を受けられない場合は採用されません。
- (6) 採用予定者の勤務地、担当事業等については、採用予定月の前月上旬頃、通知する予定です。
- (7) 内定が決定した任用予定者に対しては、別途、初任給決定に必要な書類等を提出していただきます。
- (8) 合格後あるいは勤務地等内示後、やむを得ない事情により、採用予定月からの勤務が出来ない場合は、大阪市こども青少年局幼保施策部保育所運営課まで早急に連絡してください。

10 その他

- (1) 来場には公共交通機関をご利用ください。
- (2) この試験において提出された書類等は、受付後返却しません。
- (3) 合否に関する電話等での問い合わせには応じません。
- (4) 受験に際してお預かりした個人情報は、同採用選考試験の円滑な遂行のために用い、大阪市個人情報の 保護に関する法律の施行等に関する条例に基づき、適正に管理します。
- (5) 車いすを使用されているなど、身体等の事情により、試験会場等に配慮を必要とされる方は、申込みの際にお知らせください。
- (6) 本採用は令和7年度予算の発効をもって有効とします。

11 問合せ先

〒550-0012 大阪市西区立売堀4丁目10番18号(阿波座センタービル4階) 大阪市こども青少年局幼保施策部保育所運営課(電話:06-6684-9345)

[試験会場(阿波座センタービル)周辺図]



[交通機関]Osaka Metro 中央線・千日前線「阿波座」駅下車すぐ(④号出口)

応募にあたって

大阪市においては、市民から信頼される市政の実現を図るため、服務規律の確保に関して、様々な取組及び遵守 すべき事項を定めており、また、適宜、管理監督者からの指導が行われます。次に記載している条例等の内容は、 その一部を抜粋したものですが、心得た上で、申込を行ってください。

【大阪市職員基本条例】(抜粋)

(倫理原則)

第4条 職員は、自らの行動が市政に対する市民の信用に大きな影響を与えることを深く認識して、常に厳しく自らを律して服務規律を遵守するとともに、倫理意識の高揚に努めなければならない。

(職員倫理規則)

- 第8条 市長は、倫理原則を踏まえ、職員の倫理意識の高揚を図るために必要な事項に関し、市規則(以下「職員倫理規則」という。)を定めるものとする。
- 2 職員倫理規則には、服務規律の確保及び市民の疑惑や不信を招くような行為の防止のために職員の遵守すべき事項を定めなければならない。

【その他遵守すべき事項の例】

- ・勤務時間中は、常に清潔な身だしなみを心がけ、市民に不快感を覚えさせないようにすること
- ・勤務時間中は喫煙をおこなわないこと
- ・勤務時間中は、身体に入れ墨がある職員にあっては、それを市民に見せないこと
- ・入れ墨の施術を受けない